

# 山梨県本庁舎の電気調達に係る仕様書

## 1 概要

- (1) 対象建物 別紙1のとおり
- (2) 供給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

## 2 仕様

### (1) 電気供給条件

- ア 供給電気方式 別紙1のとおり
- イ 供給電圧 別紙1のとおり
- ウ 計量電圧 別紙1のとおり
- エ 標準周波数 別紙1のとおり
- オ 受電方式 別紙1のとおり (予備電力(予備線)を含む。)
- カ 蓄熱設備 別紙1のとおり
- キ 業務用電化厨房設備 別紙1のとおり
- ク 発電設備

- ① 非常用発電設備 別紙1のとおり
- ② 常用発電設備 別紙1のとおり

### ケ 電力量の検針

- ① 自動検針装置の有無 別紙1のとおり
- ② 検針方法 別紙1のとおり

### (2) 契約電力、予定使用電力

- ア 契約電力 別紙1のとおり

ただし、供給開始前及び供給開始後において仕様書に示す契約電力を超える電力使用は判明した場合は双方で協議の上、変更契約を締結するものとする。

- イ 予定使用電力量 別紙1のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができる。また、その予定使用状況は各電力使用実績(別紙2)のとおりとする。

### (3) 契約期間

令和5年3月1日0時から令和6年2月29日24時まで

### (4) 需給地点

需要場所における甲の施設した断路器電源側端子と乙の地中引込線終端接続部口出線との接続点

### (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

- (6) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ
- (7) 使用量の計量及び代金の算定期間  
各月の計量日は、供給者との協議により定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。  
また、代金の算定は、計量期間中の使用量により算定する。
- (8) 特約割引額  
特約割引額は、供給者が定める供給約款の規定により算定した額とし、双方で作成する契約書の別紙「契約単価表」で定めるものとする。
- (9) 力率、再生可能エネルギー発電促進賦課金  
基本料金の力率割引又は割増及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (10) 単位及び端数処理  
料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。  
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。  
イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。  
ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。  
エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- (11) その他  
ア 入札金額の算定にあたっては、力率割引又は割増及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。  
イ 電力量料金の算定にあたり、市場価格は日本卸電力取引所における東京エリアの30分ごとのスポット市場取引価格を用いることとする。  
ウ 代金の支払いは、供給者からの請求により毎月行うこととする。  
エ 乙は、次の項目について月ごとの実績データを整理・保管し、甲の求めに応じて提出するものとする。  
30分ごとの使用電力量 (kWh)、電気料金 (円)、力率 (%)、  
有効電力量 (kWh)、契約電力 (kW)、最大電力 (kW)

番号	施設名	供給場所	業種及び用途	電気方式	供給電圧(V)	計量電圧(V)	標準周波数(Hz)	受電方式	蓄熱設備		業務用電化 厨房設備契約の有無	発電設備		電力の検針		契約電力(kW)	予定使用電力量 (1力年分)※ (kWh)
									蓄熱設備の有無	蓄熱調整契約の有無		非常用発電設備	常用発電設備	自動検針装置の有無	検針方法		
1	本庁舎	甲府市丸の内1-6-1	官公署 (事務所)	交流3相3線式	20000	20000	50	2回線受電	有(エアリス)	有	無	有	有(太陽光発電) 60kW	有	自動検針	1,900	7,121,544

区分 R3.12~R4.11電力量(1年)

1 7,098,120 23,424

※予定使用電力量が別紙2の実績使用電力量と異なる値であるのは、2月29日分の使用電力量を追加したため

1,900 7,121,544

7098120

